

公益財団法人千葉県警察育英会奨学金給付及び貸付規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県警察育英会（以下「本会」という。）定款第4条の事業を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の対象者)

第2条 本会の事業の対象となる者（以下「奨学生」という。）は、育英奨学金の給付を受ける者（以下「奨学金給付生」という。）及び育英奨学金の貸付を受ける者（以下「奨学金貸付生」という。）とする。

(奨学金給付生)

第2条の2 奨学金給付生は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 警察官の職務に協力援助した者（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）及び同法の規定に基づく条例（昭和51年千葉県条例第27号）の適用を受けて災害給付の決定のあった者に限る。（以下「協力援助者」という。））及び警察職員等並びに犯罪被害者（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年5月1日法律第36号）の適用を受けて給付の決定のあった者に限る。（以下「犯罪被害者」という。））のうち、次に掲げる者の子であって学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第82条の2に規定する学校（大学院及び進学教育を目的とする専修学校を除く。以下同じ。）に在学している者

ア 協力援助者にあつては、災害を受けて死亡した者又は災害を受けた者で治ゆしたとき、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成18年8月18日国家公安委員会規則第23号）別表第2に定める1級から8級までの等級に該当する身体障害の存する者（1級から8級までの等級に該当する身体障害の存する者が死亡した場合を含む。）

イ 警察職員等にあつては、在職中に死亡した者並びに地方公務員等共済組合法（昭和22年法律第152号）に規定する障害年金を受けている者及び障害年金1級、2級又は3級の認定を受けた者（障害年金を受けている者及び障害年金1級、2級又は3級の認定を受

けた者が死亡した場合を含む。)

ウ 犯罪被害者にあつては、犯罪行為により不慮の死を遂げた者又は重傷病を負い障害が残った者で、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年12月19日国家公安委員会規則第6号）別表に定める1級から8級までの等級に該当する身体障害の存する者（1級から8級までの等級に該当する身体障害の存する者が死亡した場合を含む。)

(2) 学業、人物ともに優秀で、かつ、健康であつて学資の支弁が困難と認められる者

2 前項の子は、協力援助者又は警察職員等並びに犯罪被害者の負傷若しくは死亡の原因である災害の発生した日又は診断によって障害の発生が確定した日において、主としてその者の収入により生計を維持していた者(協力援助者又は警察職員等並びに犯罪被害者が当該災害を受けたのち出生したこれらの者の子を含む。以下「被害者の子」という。)に限る。

(奨学金貸付生)

第2条の3 奨学金貸付生は、前条第1項第1号に掲げる者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第82条の2に規定する学校のうち高等専門学校若しくは高等学校に在学する奨学生、特別支援学校の高等部に在学する奨学生又は専修学校に在学する奨学生及び大学に在学する奨学生、高等専門学校4年若しくは5年に在学する奨学生又は専修学校専門課程に在学している者

(2) 奨学金の貸付を希望する者

2 前項の子は、協力援助者又は警察職員等並びに犯罪被害者の負傷若しくは死亡の原因である災害の発生した日又は診断によって障害の発生が確定した日において、主としてその者の収入により生計を維持していた者(被害者の子)に限る。

第2章 育英奨学金の給付

(奨学の内容)

第3条 奨学金の給付の内容は、次の表のとおりとする。

対 象 者			奨学金等の内容
奨 学	大 学 生	大学に在学する奨学生又は専修学校専門課程に在学する奨学生	奨学金の給付
	高 校 生	高等専門学校若しくは高等学校に在学する奨学生、特別支援学校の高等部に在学する奨学生又は専	奨学金の給付

金 等		修学校に在学する奨学生	
	中 学 生 小 学 生	中学校若しくは小学校に在学する奨学生又は特別支援学校の中学部若しくは小学部に在学する奨学生	学用品代の給付
	幼稚園児	幼稚園に在園する奨学生又は特別支援学校の幼稚園部に在学する奨学生	奨学金の給付
入 学 一 時 金	大 学	大学に入学した奨学生、高等専門学校4年若しくは5年に入学した奨学生又は専修学校専門課程に入学した奨学生	入学一時金の給付
	高 校	高等学校若しくは高等専門学校3年以下に入学した奨学生、特別支援学校の高等部に入学した奨学生又は専修学校高等課程若しくは一般課程に入学した奨学生	
	中 学 校	中学校に入学した奨学生又は特別支援学校の中学部に入学した奨学生	
	小 学 校	小学校に入学した奨学生又は特別支援学校の小学部に入学した奨学生	
	幼 稚 園	幼稚園に入園した奨学生又は特別支援学校の幼稚園部に入学した奨学生	

2 国内の社会情勢が著しく悪化したことにより、国等の支援及び支給状況に準じて、すべての奨学生に対して緊急に経済的支援を行う必要があると認められる場合、理事長は、奨学生に対し緊急支援一時金を支給することができる。この場合において、理事長は、奨学生への緊急支援の必要性及び財政状況を総合的に勘案して、緊急支援一時金の支援及び支給額を決定するものとする。ただし、支給額の上限は奨学給付の額とする。

(奨学給付の期間及び額)

第 4 条 奨学金の給付又は学用品代の給付（以下「奨学給付」という。）の期間は、正規の最短修業期間とする。

2 前項の期間中における奨学給付の額は、次の表のとおりとする。

対 象 者		奨学金等の内容
大 学 生	大学に在学する奨学生又は専修学校専門課程に在学する奨学生	1人年額 国・公立、私立とも 200,000 円

奨学金等	高校生	高等学校若しくは高等専門学校に在学する者、特別支援学校の高等部に在学する者又は専修学校高等課程若しくは一般課程に在学する奨学生	一人年額 国・公立、私立とも 200,000 円
	中学生 小学生	中学校若しくは小学校に在学する者又は特別支援学校の中学部若しくは小学部に在学する奨学生	1 人年額 国・公立、私立とも 200,000 円
	幼稚園児	幼稚園に在園する者又は特別支援学校の幼稚部に在学する奨学生	1 人年額 国・公立、私立とも 200,000 円
入学一時金	大学	大学に入学した者又は専修学校専門課程に入学した奨学生	入学一時金 国・公立、私立とも 200,000 円
	高校	高等学校若しくは高等専門学校に入学した者、特別支援学校の高等部に入学した者又は専修学校高等課程若しくは一般課程に入学した奨学生	入学一時金 国・公立、私立とも 100,000 円
	中学校	中学校に入学した者又は特別支援学校の中学部に入学した奨学生	入学一時金 国・公立、私立とも 100,000 円
	小学校	小学校に入学した者又は特別支援学校の小学部に入学した奨学生	入学一時金 国・公立、私立とも 100,000 円
	幼稚園	幼稚園に入園した者又は特別支援学校の幼稚部に入学した奨学生	入学一時金 国・公立、私立とも 50,000 円
誕生日給付	幼稚園、小学校、中学校、高校及び大学等に在学する奨学生	1 人年額 誕生日における援助 10,000 円	

(奨学給付の開始の時期)

第4条の2 協力援助者が災害を受けて死亡し、又は身体障害を受けることとなった場合は、災害給付の決定のあった日の属する年度から、警察職員等が死亡し、又は障害の状態となった場合は、死亡した日又は障害年金の認定を受けた日の属する年度から、犯罪被害者が犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は身体障害を受けることとなった場合は、給付決定のあった日の属する年度から給付する。

2 災害及び被害にあった日から給付決定のあった日の期間が年度を超える場合は、給付決定のあった日以前2か年度、第2条の2(1)に定める学校に在学していた期間に限り、遡及して給付

することができる。

- 3 前項の定めによりがたい事由がある場合は、奨学生選考委員会の審議を経て、理事長が決定する。

(申請の期間)

第4条の3 申請のできる期間は、奨学給付の開始の時期から5年以内とする。

- 2 前項の定めによりがたい事由がある場合は、奨学生選考委員会の審議を経て、理事長が決定する。

(奨学給付申請書等の提出)

第5条 奨学給付希望者は、本会あての奨学給付申請書に在学学(校・園)長の推薦書又は在学(園)証明書及び被害者の子であることを証明するに足りる資料を添えて提出するものとする。ただし、奨学給付希望者が大学、高等学校又は高等専門学校以外の学校に在学する者である場合には、これらの申請に必要な書類の提出は、その者の父母その他その者を事実上保護している者(以下「保護者」という。)が行うものとする。

(奨学金給付生の決定)

第6条 理事長は、奨学生選考委員会の選考を経て、奨学金給付生を決定し、その結果を奨学給付希望者又は保護者に通知する。

- 2 前項の規定は、第22条に規定する奨学給付の休止及び停止、第23条に規定する奨学給付の復活及び第24条に規定する奨学給付の取消しの決定を行う場合に準用する。

(奨学給付の方法)

第7条 奨学給付は、毎月一定日に行うものとし、特別の事情があるときは、2か月分以上の給付をあわせて行うことができる。

- 2 奨学給付は、奨学金給付生又は保護者に送金して行うものとする。

第3章 育英奨学金の貸付

(奨学貸付の期間、貸付額及び返還方法)

第8条 奨学金の貸付(以下「奨学貸付」という。)の期間は、正規の最短修業期間が終了する月までとする。

2 前項の期間中における奨学貸付の額及び返還方法は、次の表のとおりとする。

区 分		修学年数	貸付月額	貸付月数	貸付総額	返還月賦額	返還回数	返還年限
大 学 生 等	大学に在学した奨学生、高等専門学校4年若しくは5年に在学した奨学生又は	4年	20,000円	48月	960,000円	8,000円	120回	10年
			30,000円		1,440,000円	12,000円		
			40,000円		1,920,000円	16,000円		
			50,000円		2,400,000円	20,000円		
	は専修学校専門課程に入学した奨学生	2年	20,000円	24月	480,000円	4,000円	120回	10年
			30,000円		720,000円	6,000円		
			40,000円		960,000円	8,000円		
			50,000円		1,200,000円	10,000円		
高 校 生 等	高等学校若しくは高等専門学校3年以下に入学した奨学生、特別支援学校の高等部に入学した奨学生又は専修学校高等課程若しくは一般課程に入学した奨学生	3年	10,000円	36月	360,000円	3,000円	120回	10年
			20,000円		720,000円	6,000円		

(奨学貸付申請書の提出)

第9条 奨学貸付希望者は、本会あての奨学貸付申請書に、前条第2項に掲げる表から希望する貸付月額及び貸付月数を記載し、在学学（校・園）長の在学（園）証明書及び被災者の子であることを証明するに足りる資料を添えて提出するものとする。ただし、第5条に定める奨学貸付申請書を併せて提出する場合は、証明に必要な資料等の提出は省略することができる。

(奨学金貸付生の決定)

第10条 理事長は、奨学生選考委員会の選考を経て、奨学金貸付生を決定し、その結果を奨学貸付希望者又は保護者に通知する。

2 前項の規定は、第15条に規定する奨学貸付の返還猶予、第16条に規定する奨学貸付の返還免除、第22条に規定する奨学貸付の休止及び停止、第23条に規定する奨学貸付の復活及び第

24条に規定する奨学貸付の取消しの決定を行う場合に準用する。

(誓約書の提出)

第11条 第10条の規定による奨学貸付の決定を受けた奨学金貸付生は、直ちに誓約書を本会に届けなければならない。

(奨学貸付の方法)

第12条 奨学貸付は、毎月一定日に行うものとし、特別の事情があるときは、2か月分以上の貸付をあわせて行うことができる。

2 奨学貸付は、奨学金貸付生又は保護者に送金して行うものとする。

(借用証書の提出)

第13条 奨学金貸付生は、奨学貸付が終了したときは、直ちに奨学金借用証書及び奨学金返還計画書を本会に提出しなければならない。

(奨学貸付の返還)

第14条 奨学金貸付生であった者（以下「借受人」という。）は、第8条に定める貸付期間が終了した月又は奨学貸付の取り消しを受けた日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、奨学貸付を受けた奨学金の額に応じて10年以内に、借り受けた奨学金を月賦、半年賦又は年賦の均等払いにより、返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することができる。

(奨学貸付の返還猶予)

第15条 借受人が次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 第25条による奨学貸付の辞退後に、引き続き在学するとき
- (2) 卒業後、上級学校に進学したとき
- (3) 卒業後、災害、病気その他やむを得ない事由により返還が困難になったとき

(奨学貸付の返還免除)

第16条 借受人が次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学金の返還を免除することができる。

- (1) 千葉県警察職員に採用されたとき

- (2) 死亡又は心身障害のため、返還ができなくなったとき
- (3) 災害、病気その他やむを得ない事由があるとき

第4章 奨学生選考委員会

(奨学生選考委員会の組織及び運営)

第17条 奨学生選考委員会は委員長及び委員5人で組織し、次に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

- 委員長 千葉県警察本部警務部長
- 委員 千葉県警察本部警務部警務課長
- 〃 千葉県警察本部警務部監察官室長
- 〃 千葉県警察本部警務部厚生課長
- 〃 千葉県警察本部警務部教養課長
- 〃 千葉県警察本部警務部人事企画官

- 2 委員長は、奨学生選考委員会を代表し、議長としての職務を行う。
- 3 委員会の議決は、3人以上の委員が出席し、出席委員の過半数の同意により決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、緊急又は特別の事情があつて委員長が必要と認めるときは、書面審査により議決することができる。この場合においては、当該事項について、委員の過半数の賛成により決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第5章 現況報告

(学業成績及び生活状況報告)

第18条 奨学金給付生・奨学金貸付生又は保護者は、毎年年度末成績表及び生活状況報告書を本会に提出しなければならない。

(異動提出)

第19条 奨学金給付生・奨学金貸付生又は保護者は、次の各号の一に該当する場合は、疎明資料を添えて、遅滞なく本会に届け出なければならない。

- (1) 奨学金給付生・奨学金貸付生が休学(園)、復学(園)又は退学(園)したとき
- (2) 奨学金給付生・奨学金貸付生が停学(園)、その他の処分を受けたとき

- (3) 奨学金給付生・奨学金貸付生が保護者を変更したとき
- (4) 奨学金給付生・奨学金貸付生又は保護者の氏名、住所に変更があったとき

(進学又は転学の届出)

第20条 奨学金給付生・奨学金貸付生又は保護者は、奨学金給付生・奨学金貸付生が進学又は転学したときは、在学（園）証明書を添えて、遅滞なく本会に届け出なければならない。

(死亡の届出)

第21条 奨学金給付生・奨学金貸付生が死亡したときは、父母、兄弟又はこれに代わる者(保護者を含む。) は、遅滞なく本会に届け出なければならない。

第6章 諸願届等

(奨学給付・奨学貸付の休止及び停止)

第22条 奨学金給付生・奨学金貸付生が休学（園）し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学給付又は奨学貸付を休止する。

2 奨学金給付生・奨学金貸付生の学業又は性行などの状況により奨学給付又は奨学貸付することが不相当と認めるときは、これを停止することがある。

(奨学給付・奨学貸付の復活)

第23条 前条の規定により奨学給付又は奨学貸付を休止又は停止された者が、その理由が止み、疎明資料を添えて本会に願い出たときは、奨学給付又は奨学貸付を復活することがある。

(奨学給付・奨学貸付の取消し)

第24条 奨学金給付生・奨学金貸付生が次の各号の一に該当すると認められるときは、在学学(校・園)長等の意見を徴して奨学給付又は奨学貸付を取り消すことがある。

- (1) 傷い疾病などのために成業の見込みがなくなったとき
- (2) 奨学給付又は奨学貸付を必要としない事由が生じたとき
- (3) 在学学校（園）で処分を受け、学（園）籍を失ったとき
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(奨学給付・奨学貸付の辞退)

第25条 奨学金給付生・奨学金貸付生又は保護者は、いつでも奨学給付又は奨学貸付の辞退を申し出ることができる。

第7章 雑則

(奨学生の指導)

第26条 本会は、奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

(実施細目)

第27条 この規定の実施について必要な事項は、別に理事長が定める。

(改廃)

第28条 この規程の改廃について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附則

(実施期日)

1 この規定は、千葉県教育委員会の認可のあった日から施行する。

(奨学給付の始期の特例)

2 この規程の実施期日前に第2条に該当している者(以下「該当者」という。)が本会の奨学生となった場合の奨学給付の始期は、昭和49年10月とする。ただし、昭和49年11月より該当者で本会の奨学生となった場合の奨学給付の始期は当該者となった日の属する月とする。

3 第7条第1項の規程にかかわらず、本会設立当初の選考委員会の委員長および委員は、次のとおりとする。

委員長 高橋弘

委員 小倉博

〃 山田孟

〃 伊藤厚

〃 深山政彦

〃 内山茂樹

附則

この改正規定は、千葉県教育委員会の認可のあった日から施行し、改正に伴う給付は、昭和50

年4月1日から適用する。

附則

この改正規定は、千葉県教育委員会の認可のあった日から施行し、改正に伴う給付は、昭和51年4月1日から適用する。

附則

この改正規定は、千葉県教育委員会の認可のあった日から施行し、改正に伴う給付は、昭和52年4月1日から適用する。

附則

この改正規定は、千葉県教育委員会の承認のあった日から施行し、改正に伴う給付は、昭和53年4月1日から適用する。

附則

この改正規定は、千葉県教育委員会の認可のあった日から施行し、改正に伴う給付は、昭和55年4月1日から適用する。

附則

この改正規定は、千葉県教育委員会の認可のあった日から施行し、改正に伴う給付は、昭和59年4月1日から適用する。

附則

この改正規定は、千葉県教育委員会の認可のあった日から施行し、改正に伴う給付は、昭和61年4月1日から適用する。

附則

この改正規定は、千葉県教育委員会の認可のあった日から施行し、改正に伴う給付は、平成5年4月1日から適用する。

附則

この改正規定は、千葉県教育委員会の承認のあった日から施行し、改正に伴う給付は、平成8年4月1日から適用する。

附則

この改正規定は、千葉県教育委員会の認可のあった日から施行し、改正に伴う給付は、平成18年4月1日から適用する。

附則

改正後の規定は、千葉県教育委員会の認可のあった平成18年11月28日から施行する。

附則

改正後の規定は、千葉県教育委員会の認可のあった平成19年11月6日から施行する。

附則

この改正規定は、平成25年7月5日から施行する。

附則

この改正規定は、平成26年3月25日から施行する。

附則

この改正規定は、平成27年3月6日から施行する。

附則

この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。